

改正後	改正前
<p>○システム利用規程</p> <p style="text-align: center;">〔平成20年10月1日〕 〔業務関連規程第1号〕</p> <p>改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号 改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号 改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号 改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号 改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号 改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号 改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号 改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号 改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号 改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号 改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号 改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号 改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号 改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号 改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号 改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号 改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号 改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号 改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号 改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号 改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号 改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号 改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号 改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号 改正 平成29年3月31日業務関連規程第2号 改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号 改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号 改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号 改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号 改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号</p>	<p>○システム利用規程</p> <p style="text-align: center;">〔平成20年10月1日〕 〔業務関連規程第1号〕</p> <p>改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号 改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号 改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号 改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号 改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号 改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号 改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号 改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号 改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号 改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号 改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号 改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号 改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号 改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号 改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号 改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号 改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号 改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号 改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号 改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号 改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号 改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号 改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号 改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号 改正 平成29年3月31日業務関連規程第2号 改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号 改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号 改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号 改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号</p>

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 システムの利用（第3条—第10条）</p> <p>第3章 システム利用契約（第11条—第22条）</p> <p>第4章 システムの管理（第23条—第38条）</p> <p>第5章 障害時の対応等（第39条・第40条）</p> <p>第6章 利用料金等（第41条—第50条）</p> <p>第7章 雑則（第51条—第53条）</p> <p>附則</p> <p>（システム利用契約の申込み手続等）</p> <p>第12条 システム利用契約の申込みは、NSSを利用して必要な事項を送信することにより申込書を作成し、当該申込書を会社に提出することによって行うものとする。</p> <p>なお、申込書の提出にあたっては、インターネット接続のみの申込みの場合を除き、利用者システム構成図を会社に提出することとし、当該構成図に変更があった場合は速やかに会社に届け出ることとする。</p> <p>ただし、NSSを利用して申込みを行うことについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約申込書のほか、「利用者システム構成図」（インターネット接続による利用を除く。）及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。</p> <p>また、本項の規定は、第3条第1項第1号に掲げる者及び動植物Web業務（別表1第4項第1号中の「動物検疫関連業務（動植物Web業務）」及び第2号中の「植物検疫関連業務（動植物Web業務）」をいう。以下同じ。）を利用する場合であって、動植物Web業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。</p> <p>2 システム利用契約の変更の申込みは、NSSを利用して変更に必要な</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 システムの利用（第3条—第10条）</p> <p>第3章 システム利用契約（第11条—第22条）</p> <p>第4章 システムの管理（第23条—第38条）</p> <p>第5章 障害時の対応等（第39条・第40条）</p> <p>第6章 利用料金等（第41条—第48条）</p> <p>第7章 雑則（第49条—第51条）</p> <p>附則</p> <p>（システム利用契約の申込み手続等）</p> <p>第12条 システム利用契約の申込みは、NSSを利用して必要な事項を送信することにより申込書を作成し、当該申込書を会社に提出することによって行うものとする。</p> <p>なお、申込書の提出にあたっては、インターネット接続のみの申込みの場合を除き、利用者システム構成図を会社に提出することとし、当該構成図に変更があった場合は速やかに会社に届け出ることとする。</p> <p>ただし、NSSを利用して申込みを行うことについて、第48条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約申込書のほか、「利用者システム構成図」（インターネット接続による利用を除く。）及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。</p> <p>また、本項の規定は、第3条第1項第1号に掲げる者及び動植物Web業務（別表1第4項第1号中の「動物検疫関連業務（動植物Web業務）」及び第2号中の「植物検疫関連業務（動植物Web業務）」をいう。以下同じ。）を利用する場合であって、動植物Web業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。</p> <p>2 システム利用契約の変更の申込みは、NSSを利用して変更に必要な</p>

改正後	改正前
<p>事項を送信することにより行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約変更申込書及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。</p> <p>(システム利用契約の申込みの承諾等)</p> <p>第15条 第12条第1項の申込みに対する承諾は書面により行うものとし、同条第2項の変更の申込みに対する承諾はNSSを通じて行うものとする。</p> <p>ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定に基づき、システム利用契約者の地位を承継した者は、NSSを用いて速やかにシステム利用契約者の地位を承継した旨を送信するとともに、NSSを用いて作成した承継届書を会社に提出するものとする。</p> <p>ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(システム利用契約の解除)</p> <p>第21条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、NSSを利用して必要な事項を送信することにより通知書を作成し、当該通知書を会社に提出するこ</p>	<p>事項を送信することにより行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第48条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約変更申込書及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。</p> <p>(システム利用契約の申込みの承諾等)</p> <p>第15条 第12条第1項の申込みに対する承諾は書面により行うものとし、同条第2項の変更の申込みに対する承諾はNSSを通じて行うものとする。</p> <p>ただし、NSSを利用することについて、第48条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定に基づき、システム利用契約者の地位を承継した者は、NSSを用いて速やかにシステム利用契約者の地位を承継した旨を送信するとともに、NSSを用いて作成した承継届書を会社に提出するものとする。</p> <p>ただし、NSSを利用することについて、第48条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(システム利用契約の解除)</p> <p>第21条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、NSSを利用して必要な事項を送信することにより通知書を作成し、当該通知書を会社に提出するこ</p>

改正後	改正前
<p>とによって行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、<u>第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金の計算等)</p> <p><u>第43条 利用料金の計算方法は、料金表通則(以下「通則」という。)第1項から第6項の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金及び第42条の消費税相当額(以下「利用料金等」という。)の支払方法は、料金表通則第7項の定めるところによる。</u></p> <p><u>3 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金等の支払期限は、会社が指定する日とする。</u></p> <p><u>(災害等による支払期限の延長)</u></p> <p><u>第44条 会社は、災害その他やむを得ない理由により、システム利用契約者が前条第3項に規定する利用料金等の支払に関する期限までに支払ができないと認めるときは、料金表通則第8項から第11項の定めるところにより、当該期限を延長することができる。</u></p> <p><u>(利用料金等の返還)</u></p> <p><u>第45条 利用料金等は、次に掲げるものに限り、料金表通則第12項及び第13項の定めるところにより、支払を行ったシステム利用契約者の請求により返還することができる。</u></p> <p><u>(1) 過誤払の利用料金等</u></p> <p><u>(2) 第44条の規定により延長された期限に係る支払期日の前日までに支払われた利用料金等</u></p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第46条 システム利用契約者が、<u>利用料金等</u>をその責めに帰すべき理由に</u></p>	<p>とによって行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、<u>第48条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金の計算等)</p> <p><u>第43条 利用料金の計算方法及び利用料金の支払い方法は、料金表通則に定めるところによる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第44条 システム利用契約者が、<u>会社に支払うべき利用料金及び第42条の</u></u></p>

改正後	改正前
<p>より、<u>第43条第3項に規定する期限又は第44条の規定により延長された期限</u>までに支払わない場合には、当該<u>期限</u>の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該<u>期限</u>までに支払うべき利用料金等の合計額に対して年5パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞金を利用料金等に併せて支払うものとする。ただし、当該<u>期限</u>の翌日から1月を経過する日後の延滞金の額は、その支払うべき利用料金等の合計額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p>	<p><u>消費税相当額（以下「利用料金等」という。）</u>をその責めに帰すべき理由により、<u>前条に規定する支払期限</u>までに支払わない場合には、当該<u>支払期限</u>の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該<u>支払期限</u>までに支払うべき利用料金等の合計額に対して年5パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞金を利用料金等に併せて支払うものとする。ただし、当該<u>支払期限</u>の翌日から1月を経過する日後の延滞金の額は、その支払うべき利用料金等の合計額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第<u>47</u>条 (略) 第<u>48</u>条 (略) 第<u>49</u>条 (略) 第<u>50</u>条 (略) 第<u>51</u>条 (略) 第<u>52</u>条 (略) 第<u>53</u>条 (略)</p>	<p>第<u>45</u>条 (略) 第<u>46</u>条 (略) 第<u>47</u>条 (略) 第<u>48</u>条 (略) 第<u>49</u>条 (略) 第<u>50</u>条 (略) 第<u>51</u>条 (略)</p>
<p>附 則 (略) <u>附 則（平成30年9月12日業務関連規程第2号）</u> <u>この規程は、平成30年9月12日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (略) <u>(新設)</u></p>